

## 東広島市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則の 一部改正について

### 1 概要、目的

本市の学校給食は、市内4か所の学校給食センターで調理を行っており、うち3か所のセンターで業務委託により調理している。業務委託の契約期間は5年間で、次期契約を行う際には東広島市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則に基づき、その都度、選定委員会を組織して業者選定を行っている。

今後、業者選定の透明性・公平性を確保するため、選定委員会委員のうち、学校給食センターの所長とする委員を、これまでの業務を実施するセンターの所長から、他のセンターの所長にすることとし、また、委員会の庶務について、業務を実施するセンターが担当することを明確にするための改正を行うもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 委員会の委員（第3条関係）

改正後	改正前
(1) 学校教育部長	(1) 学校教育部長
(2) <u>業務を実施する学校給食センター以外の学校給食センターの所長</u>	(2) <u>業務を実施する学校給食センターの所長</u>
(3) 業務を実施する学校給食センターから学校給食の提供を受ける小中学校の校長	(3) 業務を実施する学校給食センターから学校給食の提供を受ける小中学校の校長
(4) 業務を実施する学校給食センターから学校給食の提供を受ける児童または生徒の保護者	(4) 業務を実施する学校給食センターから学校給食の提供を受ける児童または生徒の保護者
(5) 業務を実施する学校給食センターの学校栄養職員	(5) 業務を実施する学校給食センターの学校栄養職員
(6) 給食調理員	(6) 給食調理員
(7) 市長が必要と認める者	(7) 市長が必要と認める者

#### (2) 委員会の庶務（第7条関係）

改正後	改正前
<u>業務を実施する学校給食センター</u>	<u>学校教育部長が指定する学校給食センター</u>

### 3 施行期日

公布の日